

宮城県発達障害ペアレント・メンター事業実施要綱

(目的)

第1 発達障害のある(可能性のある場合も含む。)子どもを養育している保護者の社会的及び心理的な孤立を予防するため、発達障害のある子どもを養育した経験のある保護者を発達障害ペアレント・メンター(以下「ペアレント・メンター」という。)として養成・派遣し、もって家族支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、宮城県子ども総合センター(宮城県発達障害者支援センター「直営」)(以下「直営センター」という。)とする。

(事業内容)

第3 事業内容については、次のとおりとする。

(1) ペアレント・メンター養成事業

イ 目的

発達障害のある子どもの養育経験を活かし、発達障害のある子ども(疑いのある場合も含む。)を養育している保護者等を対象に啓発活動やグループ相談を行うペアレント・メンターを養成する。

ロ 内容

(イ) 基礎研修 2日間

(ロ) スキルアップ研修 1日間(適宜実施)

ハ 対象者

対象者は、次の5点の全てを満たす者とする。

(イ) 発達障害のある子どもを養育した経験を有すること。

(ロ) 子どもが発達障害の診断を受けており、診断から概ね1年以上が経過していること。

(ハ) 子どもが就学してから概ね1年以上が経過していること。

(ニ) 発達障害のある子どもの親の会や子どもが通う障害児通所支援事業所や学校等、居住する市町村等から推薦があること(ただし、自己推薦は除く。)

(ホ) ペアレント・メンターとして活動する意思があること。

ニ 受講費用等

受講者の参加費用は無料とし、交通費は受講者の自己負担とする。

ホ 認定登録

直営センターは、研修を修了した者をペアレント・メンターとして認定し、修了証書(様式1)を交付するとともに、別に作成する宮城県発達障害ペアレント・メンター名簿に登録するものとする。

(2) ペアレント・メンター派遣事業

イ 目的

ペアレント・メンターを派遣し、発達障害のある子どもの養育経験を通して啓発活動やグループ相談による家族支援を行う。

ロ 派遣先

ペアレント・メンターを派遣する先は、次のいずれかに該当する機関・団体（以下「派遣依頼者」という。）とする。

(イ) 行政機関（市町村、県及び国の保健、福祉、労働及び教育等の担当部署）

(ロ) 教育機関（学校等）

(ハ) 医療機関（病院、診療所等）

(ニ) 障害児通所支援事業所、障害福祉サービス等事業所等

(ホ) 発達障害のある子どもの親の会

(ヘ) その他、直営センターが派遣先として適当と認めたもの

ハ 活動内容

ペアレント・メンターの活動は、次のとおりとする。

(イ) 発達障害のある子どもを養育している保護者等や家族支援を行う支援者が集う研修会や勉強会に参加し、養育経験を踏まえた親の思いや体験談などを紹介する（啓発活動）。

(ロ) 発達障害のある子どもを養育している保護者等が集う研修会や勉強会に参加し、必要な相談に応じる。なお、この場合、原則2人1組で活動するものとする（グループ相談）。

ニ 派遣の調整

直営センターは、派遣依頼者からペアレント・メンター派遣依頼を受け付け、派遣するペアレント・メンターを調整し、決定（原則として2人1組とする）するとともに、当日の同行を行う。また、随時、ペアレント・メンターからの相談を受け、助言等を行う。

ホ 派遣の手続き

派遣に関する実施手順は次のとおりとする。

(イ) 派遣依頼者は、原則として派遣希望日の2か月前までに派遣依頼書（様式2）により、直営センターに派遣依頼をする。

(ロ) 直営センターは、派遣を決定したペアレント・メンターに対し、派遣要請書（様式3）を通知する。併せて派遣依頼者に対し派遣通知書（様式4）を通知する。

(ハ) 派遣依頼者は、ペアレント・メンターの活動に必要な場を設定し、原則同席の上、当該活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(ニ) 活動終了後、派遣依頼者は派遣実施報告書（様式5）を、ペアレント・メンターは活動報告書（様式6）を速やかに直営センターに提出する。

ヘ 費用

直営センターは、ペアレント・メンターに対し、啓発活動の場合は謝金及び交通費等の経費を、グループ相談の場合は交通費等の経費をそれぞれ支給する。

(3) 発達障害ペアレント・メンター名簿の管理

イ 直営センターは、修了証書の交付を受けた者を、宮城県発達障害ペアレント・メンター名簿に登録するものとする。

ロ ペアレント・メンターは、名簿に記載された氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに直営センターに連絡するものとする。また、直営センターは毎年度、ペアレント・メンターに活動可能な日時や地域等を確認するものとする。

ハ 直営センターは、ペアレント・メンターが次に該当する場合、登録を取り消すことができるものとする。

(イ) 本人から登録の取消しの申し出があった場合

(ロ) 直営センターが定める倫理規定（別紙）や法令、公序良俗に反する行為を行った場合

(ハ) その他ペアレント・メンターとして不適格と認められる事由が発生した場合

(倫理規定)

第4 ペアレント・メンターは、活動を行うにあたり、別紙「宮城県発達障害ペアレント・メンター事業倫理規定」を遵守するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。